



平成22年度

# 第1回通常総会議案

(書面総会)

書面総会基準日：平成22年5月27日

## 議 題

- (1) 議案第1号：実施要領の一部改正に伴う実施方針の改正について
- (2) 議案第2号：平成21年度事業報告及び収入支出決算について
- (3) 議案第3号：規約及び規程の変更について

北海道農地・水・環境保全向上対策協議会

## 実施方針の一部改正に伴う実施方針の改正について

この会の農地・水・環境保全向上対策に関する実施方針の改正について、別記のとおり議決を求める。

平成22年5月27日 提出

北海道農地・水・環境保全向上対策協議会  
会長 眞野 弘

※ この議案に係る事項の議決後、農林水産省農村振興局長の承認を受けるため当該事項について字句修正等の軽易な変更を行う場合は、会長においてこれを専決することができるものとし、その結果を次期の総会に報告するものとする。

「農地・水・環境保全向上対策に関する実施方針」新旧対照表

改正後	改正前	摘要
<p style="text-align: center;">農地・水・環境保全向上対策に関する実施方針</p> <p style="text-align: right;">平成19年4月16日 平成20年4月7日改正 <u>平成22年〇月〇〇日改正</u> 北海道農地・水・環境保全向上対策協議会</p> <p>I 地域協議会の本対策の実施に関する基本的考え方 [略]</p> <p>II 効果的な対策実施に関する事項 [略]</p> <p>III その他必要な事項 [略]</p> <p><u>別紙1</u> [略]</p> <p style="text-align: right;">別記1</p> <p>北海道地域活動指針項目の説明</p> <p>1 田の活動指針</p> <p>(1) 基礎部分 [略]</p> <p>(2) 誘導部分</p> <p>ア 農地・水向上活動</p> <p>a 機能診断・b 計画策定 [略]</p> <p>c 実践活動</p> <p>【農用地に関する項目】</p> <p><input type="checkbox"/> 畦畔の再築立・<input type="checkbox"/> 農用地法面の初期補修 [略]</p> <p><input type="checkbox"/> <u>鳥獣害防護柵の適正管理</u></p> <p>・鳥獣被害防止のための防護柵の下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。</p> <p><input type="checkbox"/> <u>防風ネットの適正管理</u>～<input type="checkbox"/> <u>融雪排水促進のための溝切り</u> [略]</p> <p>【開水路（ゲート等含む）に関する項目】～【農道に関する項目】 [略]</p> <p>イ 農村環境向上活動 [略]</p> <p style="text-align: right;">別記2</p> <p>北海道地域活動指針項目の説明</p>	<p style="text-align: center;">農地・水・環境保全向上対策に関する実施方針</p> <p style="text-align: right;">平成19年4月16日 平成20年4月7日改正 北海道農地・水・環境保全向上対策協議会</p> <p>I 地域協議会の本対策の実施に関する基本的考え方 [略]</p> <p>II 効果的な対策実施に関する事項 [略]</p> <p>III その他必要な事項 [略]</p> <p><u>別紙1</u> [略]</p> <p style="text-align: right;">別記1</p> <p>北海道地域活動指針項目の説明</p> <p>1 田の活動指針</p> <p>(1) 基礎部分 [略]</p> <p>(2) 誘導部分</p> <p>ア 農地・水向上活動</p> <p>a 機能診断・b 計画策定 [略]</p> <p>c 実践活動</p> <p>【農用地に関する項目】</p> <p><input type="checkbox"/> 畦畔の再築立・<input type="checkbox"/> 農用地法面の初期補修 [略]</p> <p><input type="checkbox"/> <u>鳥獣害防護柵の適正管理</u></p> <p>・鳥獣被害防止のための防護柵の下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。<u>又は、新たに鳥獣害防護柵を設置し、適正な管理を行うこと。</u></p> <p><input type="checkbox"/> <u>防風ネットの適正管理</u>～<input type="checkbox"/> <u>融雪排水促進のための溝切り</u> [略]</p> <p>【開水路（ゲート等含む）に関する項目】～【農道に関する項目】 [略]</p> <p>イ 農村環境向上活動 [略]</p> <p style="text-align: right;">別記2</p> <p>北海道地域活動指針項目の説明</p>	

「農地・水・環境保全向上対策に関する実施方針」新旧対照表

改正後	改正前	摘要
<p>2 畑の活動指針                      (1) 基礎部分 [略]                      (2) 誘導部分                      ア 農地・水向上活動                      a 機能診断・b 計画策定 [略]                      c 実践活動                      【農用地に関する項目】  <input type="checkbox"/> 農用地法面の初期補修 [略]  <input type="checkbox"/> 鳥獣害防護柵の適正管理                      ・鳥獣被害防止のための防護柵の下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。                      ・鳥獣被害防止のための有害駆除について、ワナ等による捕獲を行うこと。                      (※ワナについては、防護柵と併用している地区があるのであれば可)                      ・農業被害が増加している特定鳥獣（エゾシカ）の食害等を回避するため保護管理に向けた被害状況や目撃情報の収集活動や捕獲の活動を行うこと。  <input type="checkbox"/> 防風ネットの適正管理～<input type="checkbox"/> 融雪排水促進のための溝切り [略]                      【パイプライン（防除用水施設やポンプ場、調整施設等含む）に関する項目】～【農道に関する項目】 [略]                      イ 農村環境向上活動 [略]</p>	<p>2 畑の活動指針                      (1) 基礎部分 [略]                      (2) 誘導部分                      ア 農地・水向上活動                      a 機能診断・b 計画策定 [略]                      c 実践活動                      【農用地に関する項目】  <input type="checkbox"/> 農用地法面の初期補修 [略]  <input type="checkbox"/> 鳥獣害防護柵の適正管理                      ・鳥獣被害防止のための防護柵の下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。<u>又は、新たに鳥獣害防護柵を設置し、適正な管理を行うこと。</u>                      ・鳥獣被害防止のための有害駆除について、ワナ等による捕獲を行うこと。                      (※ワナについては、防護柵と併用している地区があるのであれば可)                      ・農業被害が増加している特定鳥獣（エゾシカ）の食害等を回避するため保護管理に向けた被害状況や目撃情報の収集活動や捕獲の活動を行うこと。  <input type="checkbox"/> 防風ネットの適正管理～<input type="checkbox"/> 融雪排水促進のための溝切り [略]                      【パイプライン（防除用水施設やポンプ場、調整施設等含む）に関する項目】～【農道に関する項目】 [略]                      イ 農村環境向上活動 [略]</p>	
別記 3	別記 3	
<p>北海道地域活動指針項目の説明                      3 草地の活動指針                      (1) 基礎部分 [略]                      (2) 誘導部分                      ア 農地・水向上活動                      a 機能診断・b 計画策定 [略]                      c 実践活動                      【農用地に関する項目】  <input type="checkbox"/> 農用地法面の初期補修 [略]  <input type="checkbox"/> 鳥獣害防護柵の適正管理                      ・鳥獣被害防止のための防護柵の下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。</p>	<p>北海道地域活動指針項目の説明                      3 草地の活動指針                      (1) 基礎部分 [略]                      (2) 誘導部分                      ア 農地・水向上活動                      a 機能診断・b 計画策定 [略]                      c 実践活動                      【農用地に関する項目】  <input type="checkbox"/> 農用地法面の初期補修 [略]  <input type="checkbox"/> 鳥獣害防護柵の適正管理                      ・鳥獣被害防止のための防護柵の下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。<u>又は、新たに鳥獣害防護柵を設置し、適正な管理を行うこと。</u></p>	

「農地・水・環境保全向上対策に関する実施方針」新旧対照表

改正後	改正前	摘要
<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣被害防止のための有害駆除について、ワナ等による捕獲を行うこと。 (※ワナについては、防護柵と併用している地区があるのであれば可)</li> <li>・農業被害が増加している特定鳥獣（エゾシカ）の食害等を回避するため保護管理に向けた被害状況や目撃情報の収集活動や捕獲の活動を行うこと。</li> <li>・隔障物の下草刈りや簡易補修等の管理を行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣被害防止のための有害駆除について、ワナ等による捕獲を行うこと。 (※ワナについては、防護柵と併用している地区があるのであれば可)</li> <li>・農業被害が増加している特定鳥獣（エゾシカ）の食害等を回避するため保護管理に向けた被害状況や目撃情報の収集活動や捕獲の活動を行うこと。</li> <li>・隔障物の下草刈りや簡易補修等の管理を行うこと。<u>又は、必要に応じて新たな隔障物を設置し、適切な管理を行うこと。</u></li> </ul>	

議案第2号

平成21年度事業報告書及び収入支出決算について

この会の平成21年度事業報告書及び収入支出決算について、別記のとおり承認を求める。

平成22年5月27日 提出

北海道農地・水・環境保全向上対策協議会  
会 長 眞 野 弘

## 平成21年度 事業報告

### I 会員の状況

会 員	備 考
北海道農政部 本対策を実施する活動組織がある102市町村 北海道土地改良事業団体連合会 北海道農業協同組合中央会 北海道市長会 北海道町村会 北海道農業会議	活動組織702団体
108機関・団体	

### II 地域協議会の運営

#### 1 総会の開催

##### (1) 臨時総会（書面総会）

基準日 平成21年5月25日（月）

内 容 ・平成20年度事業報告及び収入支出決算について  
・役員補欠選任について

議 決 会員108機関・団体の内、賛成108、反対0

##### (2) 通常総会

日 時 平成22年3月18日（木） 13時00分～

場 所 ホテルポールスター札幌 2階「メヌエット」

内 容 ・共同活動支援交付金に係る業務方法書の改正について  
・平成21年度事業報告及び収入支出補正予算・決算見込みについて  
・平成22年度事業計画及び収入支出予算について  
・役員選任について

出席者 会員市町村及び関係機関・団体、北海道開発局、事務局

#### 2 幹事会の開催

##### (1) 幹事会（書面幹事会）

基準日 平成21年5月25日（月）

内 容 ・平成21年度臨時総会（書面総会）に係る付議事項について

議 決 108機関・団体幹事の内、賛成108、反対0

##### (2) 第1回代表幹事会（市町村幹事代議員及び機関・団体幹事）

日 時 平成21年5月29日（金） 13時30分～

場 所 KKRホテル札幌 3階「鳳凰の間」

- 内 容 ・平成21年度活動支援事業計画について  
・地域活動指針の見直し、検討について  
・事務手続きについて 他

出席者 会員市町村幹事代議員及び機関・団体幹事、北海道開発局、事務局

(3) 第2回代表幹事会（市町村幹事代議員及び機関・団体幹事）

日 時 平成21年11月26日（木） 13時30分～

場 所 京王プラザホテル札幌 3階「扇の間」

- 内 容 ・平成21年度実施状況について  
・活動支援事業の実施状況等について  
・会計検査院の指摘事項を踏まえた今後の対応等について  
・本年度下期の事務スケジュールについて 他

出席者 会員市町村幹事代議員及び機関・団体幹事、北海道開発局、事務局

(4) 幹事会（全幹事）

日 時 平成22年3月18日（木） 10時30分～

場 所 ホテルポールスター札幌 2階「メヌエット」

- 内 容 ・平成21年度通常総会に付議する事項について  
・今後の支援計画について 他

出席者 会員市町村幹事及び機関・団体幹事、北海道開発局、事務局

### Ⅲ 推進・指導

#### 1 活動組織説明会の開催

##### (1) 事務経理担当者等会議の開催

日 時 平成21年7月2日（木）～22日（水）

場 所 道内9ブロックにおいて開催

- 内 容 ・本対策の実施方針等について  
・各活動組織における事務・会計処理について 他

出席者 会員市町村及び各活動組織、関係機関・団体、事務局

##### (2) 市町村実務担当者会議の開催

日 時 平成21年10月6日（火）～20日（火）

場 所 道内5ブロックにおいて開催

- 内 容 ・実施状況報告の確認事務等について  
・会計検査に係る情報提供等について  
・事務処理等の適正化の徹底について

出席者 会員市町村及び各活動組織、関係機関・団体、事務局

##### (3) 現地意見交換会の開催

日 時 平成21年11月30日（月）～平成22年2月15日（月）

場 所 会員24市町村等において開催

内 容 ・現在までの活動経過について  
・活動に関する課題等について他

出席者 会員市町村及び各活動組織、関係機関・団体、事務局

(4) 農村振興リーダー研修会の開催協力

日 時 平成21年7月13日(月)～15日(水)

場 所 北海道自治労会館

内 容 ・地域活性化一般、地域づくりのツール  
・体制整備構想について  
・事例地区からの報告 他

出席者 全国農村振興技術連盟、NPO法人TEAM・田園、  
会員市町村及び各活動組織、関係機関・団体、事務局

(5) 広報実務研修会

日 時 平成22年2月26日(金) 13時30分～

場 所 ホテル札幌ガーデンパレス 2階「鳳凰の間」

内 容 ・講演「もっと伝わる、楽しい広報を。」  
・意見交換、質疑応答

出席者 会員市町村及び各活動組織、関係機関・団体、事務局

2 対象活動組織の指導

(1) 技術支援研修

①機能診断・補修技術(開水路)研修会

日 時 平成21年11月9日(月)～12日(木)

場 所 水土里ネット大雪会議室及び水土里ネットほっかい会議室

内 容 ・テキスト等による基礎研修  
・トラフを用いた目地詰め実地研修

出席者 (株)北友及び(有)日本ボンド

会員市町村及び各活動組織、関係機関・団体、事務局

②生物多様性技術研修会

「農村地域の豊かな生態系保全の促進に資する研修会」

日 時 平成22年2月4日(木) 13時30分～

場 所 京王プラザホテル札幌 3階「雅の間」

内 容 ・講演「外来生物防除と希少種保全も含めた生物多様性の課題と対策」

出席者 酪農学園大学環境システム学部

会員市町村及び各活動組織、関係機関・団体、事務局

(2) 活動組織が主催する研修会等への支援

日 時 平成21年11月17日(火)～平成22年2月12日(金)

場 所 札幌市、北見市、砂川市、旭川市、東神楽町

- 内 容 ・簡易補修技術習得（施設の点検、機能診断等）に関する研修  
・資源保全マップ及び体制整備構想（案）の作成研修  
・会計検査の結果を踏まえた留意事項  
・意見交換 他

出席者 会員市町村及び各活動組織、関係機関・団体、事務局

(3) 地域別活動組織連絡協議会等が主催する研修会等への支援

日 時 平成21年4月16日（木）～平成21年9月1日（火）

場 所 旭川市、倶知安町、札幌市、共和町、北見市、岩見沢市、真狩村、深川市

- 内 容 ・資源保全マップ及び体制整備構想（案）の作成研修  
・抽出検査、会計経理事務研修の実施結果  
・会計検査の結果を踏まえた留意事項  
・活動支援計画研修  
・各活動組織における事務、会計処理等  
・意見交換 他

出席者 会員市町村及び各活動組織、関係機関・団体、事務局

(4) ブロック別活動組織報告会

日 時 平成21年12月16日（水）～平成22年2月15日（月）

場 所 旭川市、豊富町、倶知安町、留萌市、登別市、幕別町、網走市、岩見沢市  
滝川市、別海町、当別町、上ノ国町

- 内 容 ・活動組織の取り組み状況報告、意見交換  
・資源保全マップ及び体制整備構想（案）の作成研修 他

出席者 会員市町村及び各活動組織、関係機関・団体、北海道開発局、事務局

(5) 農林水産省抽出検査

①第1回抽出検査

日 時 平成21年11月4日（水）～5日（木）

場 所 大空町、美幌町、置戸町、帯広市（芽室町、士幌町、足寄町、本別町、  
池田町）8活動組織

- 内 容 ・会計経理証拠書類の整理状況について  
・金銭出納簿と領収書の整合について他

出席者 農林水産省、会員市町村及び各活動組織、関係支庁、事務局

②第2回抽出検査

日 時 平成22年1月18日（月）～19日（火）

場 所 水土里ネット北海道会議室（浦河町、月形町、滝川市、石狩市、由仁町、  
深川市、妹背牛町、栗山町）8活動組織

- 内 容 ・会計経理証拠書類の整理状況について  
・金銭出納簿と領収書の整合について他

出席者 農林水産省、会員市町村及び各活動組織、関係支庁、事務局

(6) 道協議会抽出検査

日 時 平成21年4月15日(水)～平成22年2月16日(火)

場 所 上ノ国町、乙部町、ニセコ町、真狩村、京極町、倶知安町、共和町、赤井川村、砂川市、上川町、美瑛町、上富良野町、南富良野町、剣淵町、下川町、美深町、増毛町、羽幌町、初山別村、津別町、清里町、伊達市、豊浦町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町、日高町、新冠町、様似町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、中札内村、浦幌町、標茶町

内 容 ・会計経理証拠書類の整理状況について  
・金銭出納簿と領収書の整合について他

出席者 会員市町村及び各活動組織、関係支庁、事務局

(7) 活動組織全道大会・交流会

日 時 平成22年2月27日(土) 10時30分～

場 所 札幌パークホテル 地下2階「パークプラザ」

内 容 ・写真絵画コンテスト表彰式  
・基調講演「到来間近！千年に一度の大チャンス～億万長者の地域、滅びる地域～」  
・活動組織事例報告 全道から8活動組織の事例報告  
・写真絵画コンテスト応募作品展

出席者 審査委員、受賞者、NPO 法人田園社会プロジェクト、  
会員市町村及び活動組織、関係機関・団体、北海道開発局、事務局

3 推進に関する手引きの作成

農村地域の豊かな生態系の保全を支援するため、手引き等を作成

・Vo1.4 農村における外来生物対策～アライグマ問題を中心に～の手引き

IV 地域活動指針等の作成

活動組織の繰越額(積立金)の使途の明確化に関する共同活動支援交付金に係る業務方法書の見直し

V 共同活動支援交付金及び営農活動支援交付金の交付事務

1 交付金総額

(単位: ha、千円)

区 分	対象農用地面積	交 付 金	備 考
共同活動支援交付金	392,774	7,457,239	
営農活動支援交付金	11,032	900,868	
合 計		8,358,107	

## 2 支援交付金の交付状況

### (1) 第1期支援交付金の交付

- ①期 日 平成21年4月27日(月)
- ②交付額 総額 1,239,476千円(交付割合14.8%)  
(うち、共同：1,239,476千円、営農：0千円)

### (2) 第2期支援交付金の交付

- ①期 日 平成21年5月28日(木)
- ②交付額 総額 2,734,522千円(交付割合47.5%)  
(うち、共同：2,718,322千円、営農：16,200千円)

### (3) 第3期支援交付金の交付

- ①期 日 平成21年6月25日(木)
- ②交付額 総額 1,263,008千円(交付割合62.7%)  
(うち、共同：1,252,408千円、営農：10,600千円)

### (4) 第4期支援交付金の交付

- ①期 日 平成21年7月31日(金)
- ②交付額 総額 661,192千円(交付割合70.6%)  
(うち、共同：645,967千円、営農：15,225千円)

### (5) 第5期支援交付金の交付

- ①期 日 平成21年9月30日(水)
- ②交付額 総額 700,421千円(交付割合78.9%)  
(うち、共同：698,771千円、営農：1,650千円)

### (6) 第6期支援交付金の交付

- ①期 日 平成21年12月11日(金)
- ②交付額 総額 1,323,376千円(交付割合94.8%)  
(うち、共同：600,649千円、営農：722,727千円)

### (7) 第7期支援交付金の交付

- ①期 日 平成22年1月28日(木)
- ②交付額 総額 342,240千円(交付割合98.9%)  
(うち、共同：203,538千円、営農：138,703千円)

### (8) 第8期支援交付金の交付

- ①期 日 平成22年3月15日(月)
- ②交付額 総額 101,962千円(交付割合100.1%)  
(うち、共同：98,435千円、営農：3,527千円)

### (9) 支援交付金の精算

#### ①共同活動支援交付金

- ・期 日 平成22年3月29日(月)
- ・精算額 総額 △328千円(交付割合100.0%)

②営農活動支援交付金

- ・期 日 平成22年3月29日(月)
- ・精算額 総額  $\Delta 7,763$  千円(交付割合 100.0%)

③過年度返還金

- ・期 日 平成22年3月24日(水)
- ・精算額 総額  $\Delta 9,632$  千円

VI 資金の積立て、管理・運用

年度当初積立額	決算積立額	差 引	備 考
516,270 千円	629,231 千円	112,961 千円	面積等の減に伴う国費交付金による積立の増

- ・ 北海道信連 普通預金口座

VII その他本対策の円滑な推進に必要な事項

- ・ 別紙参考資料1に記載のとおり

(別紙参考資料1)

北海道農地・水・環境保全向上対策協議会  
平成21年度 主な活動支援・道民理解促進事業の結果

○ 「とんぼの未来・北の里づくり」対策写真・絵画コンテストの実施

守り育てるべき本道の農村の魅力を再発見するとともに、この対策の目指すべき姿を実現するため、平成21年6月～11月、とんぼの未来・北の里づくり写真・絵画コンテスト2009を実施した。

道内外から一般応募者を対象とする写真の部では277作品、小学生（低学年・中学年・高学年の3部門）を応募対象とする絵画の部では497作品が寄せられ、平成22年1月、審査委員会において、写真の部の最優秀賞1点、優秀賞3点、入選10点、特別賞3点とともに、絵画の部の最優秀賞3点、優秀賞9点、入選30点、特別賞3点が選考された。

また、各部門入賞者の表彰式については、平成22年2月、札幌市内において開催した活動組織全道大会の前段で行い、同会場にて応募作品展を実施した。

○ 「とんぼの未来・北の里づくり」対策ポータルサイトの開設

活動の支援及び対策への道民理解の促進を目的として、「北海道農地・水・環境保全向上対策協議会Webサイト」を運営し、活動組織・活動計画の紹介、活動支援情報、活動参加者募集案内等の情報提供及び順次、各市町村や活動組織等が開設する関連ホームページとのリンクを行うなど、効果の高い取組を促すとともに、広く農村理解と交流の促進を図った。

○ 他の地域づくり関連活動との連携促進

- ・「わが村は美しくー北海道」運動第5回コンクール[2010]への協力。
- ・「とんぼの学校企画コンテスト」事務局と随時、情報交換。
- ・「田園自然再生活動コンクール」への団体推薦及び応募。

○ その他の活動支援の取組み

農地・水・環境保全向上対策の推進に資するため、関係機関・団体と連携した啓発活動等を実施した。(別紙参考資料2のとおり)

## (別紙参考資料2)

## その他の活動支援の取組 (H21)

項 目	実施期間	取組の概要
関係機関・団体と連携した啓発活動の実施	平成 21 年 5 月 ～ 平成 22 年 3 月	<p>消費者等に対する本対策の理解促進を図るため、北のめぐみ愛食フェア実行連絡会等と連携し、各種イベントにおいて啓発活動を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北のめぐみ愛食フェア 2009 (トヨーカドー琴似店、Ario 札幌店等において 4 回実施(パノ初展示及びアンケート調査を実施)</li> <li>・道産の日イベント「秋です！愛食 北海道」 (京王プラザホテル札幌において営農活動支援により生産された「こだわり農産物」の PR のための試食会を開催)</li> <li>・09 農村体験 in さとらんど (札幌さとらんどにおいてパノ初展示等を実施)</li> <li>・「北海道技術・ビジネス交流会」及び「APEC 関連イベント」においてパノ初展等を実施</li> <li>・北海道・トヨーカドー包括連携事業 (Ario 札幌において営農活動支援により生産された「こだわり農産物」PR を実施)</li> <li>・「豊かな農村を次世代の子供たちへ」 パネル展 (道庁本庁舎 1 階道政広報コーナー展示場において実施)</li> </ul>
リーフレットの作成	平成 21 年 9 月  平成 21 年 11 月 ～22 年 3 月	<p>本対策による農地・水・環境の保全活動の重要性について、広く道民への理解促進を図るための広報資料を作成し、諸会議、各種イベントにおいて配布。</p> <p>また、北海道が企画・発行する農業・農村情報誌「コンファ」による消費者等への広報機能を活用し、各地のとんぼの未来・北の里づくり活動事例を情報発信。</p>

## 平成21年度 収支計算書

収入決算額 9,086,553,623 円  
 支出決算額 9,086,553,623 円  
 差引残高 0 円

### 収入の部

(単位：円)

会計区分	予算額	決算額	増△減	備考	
共同活動支援交付金受入	7,847,570,000	7,775,350,420	△ 72,219,580	面積の減	
内訳	国費交付金	(4,046,730,000)	(4,046,731,000)	1,000	
	道費補助金	(1,900,420,000)	(1,864,309,710)	△ 36,110,290	
	市町村負担金	(1,900,420,000)	(1,864,309,710)	△ 36,110,290	
営農活動支援交付金受入	1,259,602,000	1,207,170,843	△ 52,431,157	面積等の減	
内訳	国費交付金	(764,996,000)	(756,737,000)	△ 8,259,000	
	道費補助金	(247,303,000)	(225,216,911)	△ 22,086,089	
	市町村負担金	(247,303,000)	(225,216,932)	△ 22,086,068	
農地・水・環境保全向上活動推進交付金事業	94,400,000	94,400,000	0		
過年度返還金受入	0	9,632,360	9,632,360	H19, H20年度分	
合計	9,201,572,000	9,086,553,623	△ 115,018,377		

### 支出の部

(単位：円)

会計区分	予算額	決算額	増△減	備考	
共同活動支援交付金払出	7,601,690,000	7,457,238,840	△ 144,451,160	面積の減	
内訳	国費交付金	(3,800,850,000)	(3,728,619,420)	△ 72,230,580	
	道費補助金	(1,900,420,000)	(1,864,309,710)	△ 36,110,290	
	市町村負担金	(1,900,420,000)	(1,864,309,710)	△ 36,110,290	
営農活動支援交付金払出	989,212,000	900,867,669	△ 88,344,331	面積等の減	
内訳	国費交付金	(494,606,000)	(450,433,826)	△ 44,172,174	
	道費補助金	(247,303,000)	(225,216,911)	△ 22,086,089	
	市町村負担金	(247,303,000)	(225,216,932)	△ 22,086,068	
農地・水・環境保全向上活動推進交付金事業	94,400,000	94,400,000	0		
過年度返還金払出	0	4,816,180	4,816,180	H19, H20年度分	
積立金	516,270,000	629,230,934	112,960,934	面積等の減に伴う国費交付金による積立の増	
内訳	共同活動分	(245,880,000)	(322,927,760)		77,047,760
	営農活動分	(270,390,000)	(306,303,174)	35,913,174	
合計	9,201,572,000	9,086,553,623	△ 115,018,377		

## 平成21年度正味財産増減計算書

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額	摘 要
<b>I 一般正味財産増減の部</b>		
1 経常増減の部		
(1) 経常収益		
① 交付金収入	8,452,506,509	指定正味財産より振替
② 過年度返還金収入	9,632,360	活動組織からの返還金(19,20年度分、共同)
③ 雑収入	0	
経常収益 計	8,462,138,869	
(2) 経常費用		
① 交付金支出		
・共同活動支援交付金	7,457,238,840	
・営農活動支援交付金	900,867,669	
・環境保全推進交付金	94,400,000	
交付金支出計	8,452,506,509	内訳 { 旅 費 952,110円 諸謝金 442,104円 委託料 80,030,069円 事務費 12,975,717円
② 過年度返還金支出	4,816,180	北海道・市町村へ返還
経常費用 計	8,457,322,689	
(3) 指定正味財算へ振替	-4,816,180	国費返還分
当期経常増減	0	
2 経常外増減の部		
当期経常外増減	0	
当期一般正味財産増減	0	
一般正味財産期首残高	0	
一般正味財産期末残高	0	
<b>II 指定正味財産増減の部</b>		
① 補助金・交付金収入		21年度交付金内訳
・共同活動支援交付金	7,775,350,420	内訳 { 国 4,897,868,000円
・営農活動支援交付金	1,207,170,843	北海道 2,089,526,621円
・環境保全推進交付金	94,400,000	市町村 2,089,526,642円
補助金・交付金収入計	9,076,921,263	
② 過年度国費返還金	4,816,180	一般正味財産からの振替(19~20年度)
③ 一般正味財産への振替額	-8,452,506,509	
当期指定正味財産増減	629,230,934	
指定正味財産期首残高	2,182,136,480	
指定正味財産期末残高	2,811,367,414	
<b>III 正味財産期末残高</b>	2,811,367,414	国費・共同 2,324,784,500円 国費・営農 486,582,914円

## 平成21年度貸借対照表

平成22年3月31日現在(単位:円)

資産の部		負債及び正味財産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産)		(負債)	
流動資産		流動負債	
現 金	0	未 払 金	5,181,634
預 貯 金	2,816,549,048	預 り 金	0
未 収 金	0	仮 受 金	0
前 払 金	0	流動負債計	5,181,634
仮 払 金	0	固定負債	
流動資産計	2,816,549,048	固定負債計	0
固定資産		(正味財産)	
		指定正味財産	
		国費積立金	2,811,367,414
固定資産計	0	正味財産計	2,811,367,414
合 計	2,816,549,048	合 計	2,816,549,048

## 財 産 目 録

平成22年3月31日現在(単位:円)

科 目	金 額	摘 要
流動資産(預貯金)	2,816,549,048	(北海道信連・普通貯金)
流動資産(未収金)	0	
資産計	2,816,549,048	
流動負債(未払金)	2,259,039	北海道～活動組織分   ～21年度分返還金
	2,277,905	北海道～活動組織分   ～20年度分返還金
	644,690	北海道～活動組織分   ～19年度分返還金
負債計	5,181,634	
差 額	2,811,367,414	国費積立金

## 監 査 報 告

北海道農地・水・環境保全向上対策協議会の平成21年度の会務及び会計決算について、監査の結果、その使途、諸帳簿、証拠書類共に適正なることを認めましたので報告します。

平成22年5月12日

監 事 北海道農業協同組合中央会  
副会長 長谷川 幸 男



議案第3号

規約及び規程の変更について

この会の会員の機構改革に伴い規約及び規程の変更について、別記のとおり議決を求める。

平成22年5月27日 提出

北海道農地・水・環境保全向上対策協議会  
会 長 眞 野 弘

※ この議案に係る事項の議決後、農林水産省農村振興局長の承認を受けるため当該事項について字句修正等の軽易な変更を行う場合は、会長においてこれを専決することができるものとし、その結果を次期の総会に報告するものとする。

「北海道農地・水・環境保全向上対策協議会規約」新旧対照表

変 更 後	変 更 前
北海道農地・水・環境保全向上対策協議会規約 平成19年4月16日制定 <u>平成〇〇年〇月〇日変更</u>	北海道農地・水・環境保全向上対策協議会規約 平成19年4月16日制定
第1章 総則～第4章 総会[略]	第1章 総則～第4章 総会[略]
第5章 幹事会 (幹事会の構成等) 第20条 道協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。	第5章 幹事会 (幹事会の構成等) 第20条 道協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。
2 幹事会は、第23条第4項の事務局長及び次の各号に掲げるものをもって組織する。	2 幹事会は、第23条第4項の事務局長及び次の各号に掲げるものをもって組織する。
一 [略]	一 [略]
二 北海道農政部(農村振興局農村設計課 <u>資源保全担当課長</u> 、食の安全推進局食品政策課 <u>農業環境担当課長</u> )	二 北海道農政部(農村振興局農村設計課 <u>参事</u> 、食の安全推進局食品政策課 <u>参事</u> )
三～六 [略]	三～六 [略]
七 北海道農業会議( <u>業務部長</u> )	七 北海道農業会議( <u>事務局長代理</u> )
3～6 [略]	3～6 [略]
(幹事会の権能) 第21条 [略]	(幹事会の権能) 第21条 [略]
(代議員の構成等) 第22条 道協議会幹事会の業務運営を円滑に行うため、農地・水・環境保全向上対策を実施する市町村担当課長等(以下「実施市町村課長等」という。)から、 <u>総合振興局又は振興局</u> 単位で1名又は複数名の代議員を選出する。	(代議員の構成等) 第22条 道協議会幹事会の業務運営を円滑に行うため、農地・水・環境保全向上対策を実施する市町村担当課長等(以下「実施市町村課長等」という。)から、 <u>支庁</u> 単位で1名又は複数名の代議員を選出する。
2 代議員の人数にあたっては、会長が決定し、各 <u>総合振興局又は振興局</u> 単位において実施市町村課長等の中から互選する。	2 代議員の人数にあたっては、会長が決定し、各 <u>支庁</u> 単位において実施市町村課長等の中から互選する。
3～4 [略]	3～4 [略]
第6章 事務局～第9章 雑則[略]	第6章 事務局～第9章 雑則[略]
附則 1 この規約は、平成19年4月16日から施行する。 2～4 [略]	附則 1 この規約は、平成19年4月16日から施行する。 2～4 [略]
<u>5 この規約は、農林水産省農村振興局長の承認の日(平成〇〇年〇月〇日)から施行する。</u>	

「北海道農地・水・環境保全向上対策協議会事務処理規程」新旧対照表

変 更 後	変 更 前
北海道農地・水・環境保全向上対策協議会事務処理規程（案） 平成19年4月16日制定 <u>平成〇〇年〇月〇日変更</u>	北海道農地・水・環境保全向上対策協議会事務処理規程 平成19年4月16日制定
(目的) 第1条[略]	(目的) 第1条[略]
(事務処理の原則) 第2条[略]	(事務処理の原則) 第2条[略]
(事務処理体制) 第3条 道協議会の事務処理は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に掲げる事務責任者を置き、分担して行うものとする。	(事務処理体制) 第3条 道協議会の事務処理は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に掲げる事務責任者を置き、分担して行うものとする。
(事務の区分) (事務分担組織) (責任者)	(事務の区分) (事務分担組織) (責任者)
一 共同活動支援交 北海道土地改良 北海道農政部農村振興局 付金に係る事務 事業団体連合会 農村設計課 <u>資源保全担当</u> <u>課長</u>	一 共同活動支援交 北海道土地改良 北海道農政部農村振興局 付金に係る事務 事業団体連合会 農村設計課 <u>参事</u>
二 営農活動支援交 北海道土地改良 北海道農政部食の安全推 推金に係る事務 事業団体連合会 進局食品政策課 <u>農業環</u> <u>境担当課長</u>	二 営農活動支援交 北海道土地改良 北海道農政部食の安全推 推金に係る事務 事業団体連合会 進局食品政策課 <u>参事</u>
三[略] 2[略]	三[略] 2[略]
(雑則) 策4条[略]	(雑則) 策4条[略]
附 則	附 則
<u>1</u> この規程は、平成19年4月16日から施行する。 <u>2</u> この規程は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。	この規程は、平成19年4月16日から施行する。